

# 令和8年度呉市会計年度任用職員（家庭児童相談員） 募集案内

令和8年度から会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を次のとおり募集します。

## 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

## 申込みができない場合

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合（申し込みができません）】

- 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

また、上記のほか、令和8年12月25日までに施行予定の、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）に基づき、特定性犯罪（別紙参照）に係る犯罪事実の有無について確認を行います。該当する犯罪事実が確認された場合には、任用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【子ども性暴力防止法第2条に規定する特定性犯罪事実該当者】

- 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しない人
- 上記の拘禁刑と言い渡す裁判が確定した人のうち執行猶予者であって、裁判が確定した日から起算して10年を経過しない人
- 特定性犯罪について罰金と言い渡す裁判が確定した人であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から起算して10年を経過しない人

## 採用までの流れ

1. 「令和8年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を呉市子ども部子ども家庭相談課に提出します。
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 職場において、人材が必要となった場合に、業務説明のご連絡をします。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
4. 業務説明の後、面接のご連絡をして、面接を行います。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として勤務します。

### 【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この台帳登録者の中から選考するほか、別途、個別にホームページやハローワーク等により直接募集することもあります。

## 申込方法

別紙の「令和8年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を呉市子ども部子ども家庭相談課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構です。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号

呉市子ども部子ども家庭相談課（すこやかセンターくれ3階）

電話：当該募集案内や具体的な業務のこと 子ども家庭相談課 0823-25-3599（直通）

会計年度任用職員など制度全般のこと 総務部人事課 0823-25-3292（直通）

## 勤務条件等

任用根拠	・地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	・家庭児童相談員
募集資格	<p>・普通自動車運転免許を有し、次の①②のいずれかに該当する人</p> <p>① 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士・保健師・助産師・看護師・教員・保育士・こども家庭ソーシャルワーカーの資格等を有する人</p> <p>② 学校教育法に基づく大学又は大学院で心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修了した人</p>
報酬	<p>・月額：約20万円</p> <p>・期末・勤勉手当：年間約93万円（初年度は約60万円）</p> <p>・年収：約333万円（初年度は約300万円）</p> <p>※令和8年4月1日から1年間勤務した場合の金額です。</p> <p>※本市職員等としての経験に応じて、加算があります。</p> <p>※一定の要件を満たす場合、通勤手当があります。</p> <p>※報酬、期末・勤勉手当等は令和8年4月現在のものであり、常勤職員の給与改正に伴い改定する場合があります。</p>
勤務時間	<p>・週29時間</p> <p>・月曜日から金曜日までのうち1日7時間45分以内（始業時間8時30分から終業時間17時15分の間で12時から13時までの休憩1時間を除く）の時間で勤務時間を割振りします。</p> <p>【基本的な勤務形態】</p> <p>・勤務日：月曜日から金曜日までのうち4日</p> <p>・勤務時間：9時00分から17時15分まで（1日7時間15分）</p>
休日	・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	・年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・すこやかセンターくれ3階 こども家庭相談課
任用期間	<p>・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※勤務成績が良好な場合は再度任用することがあります。</p>
試用期間	・1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	<p>・健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等</p> <p>※勤務時間等の一定の要件を満たす場合に加入します。</p>
服務	<p>・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されます。次のいずれにも該当しない場合は、兼業も可能です。</p> <p>(1) 兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合</p> <p>(2) 本市の他の事務部局（教育委員会など）との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合</p> <p>(3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合</p>

## その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。（令和8年度の申込みの場合は令和9年3月31日が有効期間となります。）
- 提出された任用申込書は、個人情報として厳正に取り扱います。（返却不可）

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、事業主が確認する「特定性犯罪」一覧】

- 刑法第176条（不同意わいせつ）及びその未遂  
177条（不同意性交）及びその未遂  
179条～182条  
（監護者わいせつ及び監護者性交等・不同意わいせつ等致死傷・16歳未満の者に対する面会要求等）
- 刑法241条第1項若しくは第3項又は243条の罪
- 窃盗罪の防止及び処分に関する法律第4条の罪  
（強盗及びその未遂の際の不同意性交若しくは致死又はその未遂）
- 児童福祉法第60条第1項の罪（児童に淫行をさせる行為）
- 児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条～8条の罪  
（児童買春及びその周旋・勧誘，児童ポルノ所持・提供等，児童買春等目的人身売買等）
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条～第6条の罪  
（性的姿態等撮影，性的影像記録・提供・保管・送信）
- その他，都道府県が条例で定める罪

※令和8年12月の法施行以降に改めて項目を通知